

(別紙1)

平成21年〇月

入居者の皆様へ

日頃より雇用促進住宅の管理運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年末より住居を喪失した求職者の方々の緊急的な入居を開始し、廃止決定住宅も最大限活用することとしてきたところですが、これに伴い入居者の皆様の住宅の明渡しについては、平成21年度以降、少なくとも3年間は実施しないものといたします。

なお、明渡し手続きの再開時期については、平成24年4月以降で経済情勢、雇用失業情勢等を勘案して判断することといたします（住宅の明渡しに関する具体的な手続き方法についても、その際、改めて決定します）。

これにより皆様の住宅の明渡しに関するスケジュールの目安は、次のとおりとなります（添付の図も参考にしてください）。

- 明渡し手続きの再開時期は、最も早い場合で平成24年4月以降となり、雇用情勢等を踏まえ決定されます。
- 平成24年4月に手続き再開の場合、最終的な明渡し期限は従前と

同様の手続きで行うと仮定すると平成 26 年 11 月末となります。

なお、明け渡し手続きを再開する場合には、事前に皆様に周知するとともに入居者説明会を開催し、改めてスケジュール、手続き等についてご説明いたします。

また、平成 15 年 10 月以前の入居者（特定入居者）への立退料は、平成 22 年 11 月末までに住宅を明渡した場合はこれまでと同様にお支払いいたします。

今後とも適時皆様に情報提供して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

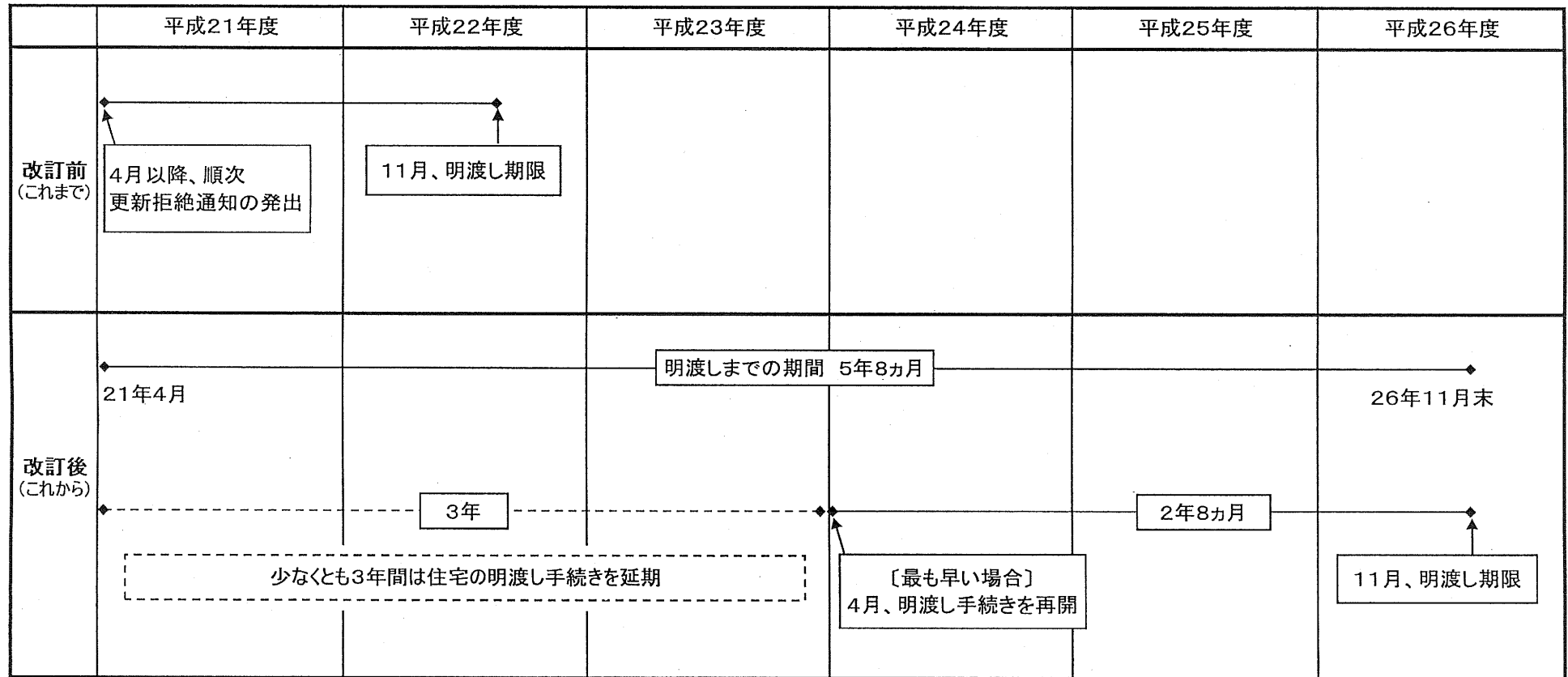
雇用・能力開発機構●●センター

TEL

(参考)

廃止決定住宅入居者の住宅明渡しに関するスケジュール（一例）

<住宅の明渡し手続きの開始を3年間延期し、従前と同様の明渡し手続きとした場合のイメージ>



注1) 上記の図は、現在において住宅の明渡し手続きの再開時期・その後の手続き方法等が決定したものではありませんが、入居者の皆様のご参考のため、ひとつの例としてお示しするものです。

2) 平成24年4月の住宅の明渡し手続きの再開は、最も早い場合のケースとなります。実際の明渡し手続きの再開時期は今後、平成24年4月以降の時期で経済情勢、雇用失業情勢等を勘案して決定されます。